

独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第七条 （改正なし）</p> <p>（民間試験等の取扱い）</p> <p>第八条 別に法律で定める日までの間、大学の入学者の選抜に関し、第十三条第一項第一号の試験の枠組みにおいて、民間事業者等が実施する学識技能に関する試験又は検定（次条において「民間試験等」という。）の活用は、行わないものとする。</p> <p>（民間試験等の活用の在り方についての調査及び検討）</p> <p>第九条 政府は、第十三条第一項第一号の試験の枠組みにおける民間試験等の活用の在り方について、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく民間試験等を受けられるようにするための環境の整備、民間試験等の公正かつ確実な実施の確保等の観点から、必要な調査及び検討を行うものとする。</p>	<p>附則</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>（国立学校設置法の一部改正）</p> <p>第八条 国立学校設置法の一部を次のように改正する。</p> <p>〔次のよう略〕</p> <p>（教育公務員特例法の一部改正）</p> <p>第九条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔次のよう略〕</p>